

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント  
代 表 者 名 代表取締役社長兼CEO兼CIO 富士本 淳  
(東証スタンダード・コード 6425)  
問 合 せ 先 経営企画室 佐藤 暢樹  
(<https://www.universal-777.com/contact/>)

## (開示事項の経過) 当社子会社に対する訴訟における 合併の実行を求める訴え棄却に関するお知らせ

2023年2月7日に開示しました「当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」(2023年2月8日の開示により一部訂正し、2023年6月30日に経過を開示)のとおり、当社の子会社である Tiger Resort Asia Limited (以下、「TRA」といいます。)、TIGER RESORT, LEISURE AND ENTERTAINMENT, INC. (以下、「TRLEI」といいます。)、UE RESORTS INTERNATIONAL, INC. (以下、「UERI」といいます。)及び Project Tiger Merger Sub, Inc. (以下、「Merger Sub」といい、以下、TRA、TRLEI、UERI 及び Merger Sub を「当社子会社」と総称します。)は、当社子会社と 26 Capital Acquisition Corp. (以下、「26 Capital」といいます。)との間で締結した Agreement and Plan of Merger and Share Acquisition (以下、「本合併契約」といいます。)に関して、26 Capital より米国デラウェア州衡平法裁判所 (以下、「本件裁判所」といいます。)において訴訟 (以下、「本訴訟」といいます。)を提起されております。かかる本訴訟において、26 Capital は、当社子会社に対して本合併契約に基づく合併 (以下、「本合併取引」といいます。)を完了するよう本件裁判所が特定履行命令を下すことを求めて訴えておりましたが、今般、本件裁判所はかかる 26 Capital の訴えを棄却しましたので、お知らせいたします。

### 1. 棄却された日

2023年9月7日 (米国時間)

### 2. 特定履行が認められなかった理由

本件裁判所が特定履行の訴えを否定した主な理由は、以下のとおりです。

1) 本件裁判所は、本合併取引の完了自体の複雑さと、当社子会社による義務履行に対する監督の困難さから、特定履行を命じることは実行不可能であるとししました。2) 本件裁判所は、米国外であるフィリピンにおいて、カジノを運営する日本の企業集団に対して特定履行命令を執行することの難しさを指摘しました。3) 本件裁判所は、当社子会社が提出した証拠に基づけば、本合併取引の完了はフィリピン最高裁判所第二部が下した原状回復命令 (*status quo ante order*。原状回復命令に関する詳細は、2022年5月17日に開示しました「フィリピンでの訴訟に関する対応についてのお知らせ」をご参照ください。)に違反する可能性があるとし、外国の市民がその国の最高裁判所が出した命令に違反するリスクを冒すような命令を出すことには消極的であると示しました。4) 本件裁判所は、衡平法上問題のある 26 Capital 及び Zama Capital の行動は、特定履行の命令にそぐわないと指摘しています。

今回の訴え棄却の意見中、本件裁判所は、今後開かれる損害賠償に関するヒアリングが終わるまで、本合併契約違反の認定についての判断は保留しました。なお、この決定に対して上訴される可能性もあります。

### <今後の見通し>

当社といたしましては、引き続き本訴訟により当社側の正当性を主張してまいります。本件に関連して今後公表すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

以 上